



CONTENT

- 3 Espacenet ユーザーへのヒント—ECLA ツールチップ
- 3 論説
- 3 EPO から特許情報界への新年の贈り物：日本のリーガルステータスデータ
- 4 共通引用文献の運用開始
- 4 サーチレポート：いつ、X文献はX文献でなくなったのか？
- 5 Ho1L21/027B2 は Ho1L21/02718 に
- 5 新年の IPC 改正
- 6 European Patent Register が 2011 年秋にリリース
- 6 特許情報研修
- 7 ファミリーの中の偽物
- 7 公報コーナー
- 8 特許情報プロフェッショナルの為の試験—模擬試験を開催
- 8 Search Matters 2012
- 9 アジアからのニュース
- 10 Country Profile: シンガポール
- 11 raw データー 製品の種類および連絡先 e-mail の変更
- 12 その他のニュース



キルケニーでの EPO 特許情報会議で演説する、EPO 長官 Benoît Battistelli 氏

データが EPO 特許情報会議の論点に

「特許情報へのアクセスは、いわば全ての人々に与えられた権利です。できる限りの透明性で特許データを公開することが私達の務めです。」
Benoît Battistelli EPO 長官の言葉です。

10 月にキルケニーで開催された第 21 回 EPO 特許情報会議の開会の辞において、Battistelli 氏は、米国や欧州のオープンガバメント・イニシアチブになぞらえて、世界規模の特許データの重要性を強調しました。

EPO は先日、data.epo.org のデータプラットフォームを世に送り出したばかりですが、これが、data.gov.uk や data.gouv.fr.をはじめとする欧州のナショナル・イニシアティブのように成長し、発展することを期待しています。

オープンガバメントを成功させる

ために必要とされていること¹は、網羅性、優位性、適時性、人間や機械による可読性、標準性、持続性、ライセンスです。代表らは会議において、EPO の data.epo.org ポータルは、オープンガバメントのこれらの要綱を概ね満たしていると思えるが、果たして誰でもアクセスでき、ライセンスを取得でき、使用料は誰でも払えるものなのか、疑問を投げかけました。代表らは、データのコストが低く抑えられているとはいえ、小規模なイノベーション企業にとっては障壁となっていると訴えました。例えば EPO の OPS サービスが備える

機能のように、フェアユース・ポリシーが適用される技術的機能もありますが、こうしたポリシーは、発展を妨げる、時代遅れの制約だと思われていました。

5つ星制

サウサンプトン大学・人工知能学教授の Nigel Shadbolt 氏は、キルケニーでの会議の基調講演において、Tim Berners Lee 氏による、リンクが設定されたデータの5つ星評価²に焦点をあてました。EPO (と他の特許庁)のデータは、現時点では3つ星から4つ星レベルと思われる。5つ星に昇格するには、(例えば、実用的な



データを追加する等して)データ同士をリンクさせてデータを更に拡充し、コンテキストになったものを提供する必要があります。IP データは、専門家以外の一般の人々には難解なものなので、ユーザーフレンドリーに、特許情報を他の公的機関の情報と同じように使えるよう、提供することが重要と思われれます。

参加型志向

参加型であることは、例えば data.gov.uk のサイトが、アイデアを共有できるフォーラムやプラットフォームを設けているように、オープンガバメント・イニシアチブにとって不可欠な要素です。EPO は、例えば、フィードバックの手段を設けたり、オンラインでユーザーからのコメントを受け付けたり、データセットの評価メカニズムを提案したりして、data.epo.org ポータル上での交流を増やす方法を模索していきます。

特許庁の役割

広く認識されているように、どの特許庁も、自分達が保有しているデータを一般の人々に利用できるようにする義務があることは、紛れありません。とはいえ、各特許庁がデータの検索や処理用に提供するツールにどの程度まで取り組むべきなのか、という点については意見が分かれるところです。データ開示のコンセプトは、公益法人が提供するサービスと、商業的に展開されるサービスとの境界線を巡って現在繰り広げられている議論に、一石を投じることになるでしょう。ひとつわかっていることは、EPO が保有しているデータを使用できるようにすることは、営利企業が、これらのデータを活用した新ツールを開発するきっかけになる、ということです。

EPO は、データの開示に前向きであるものの、幾つか課題があります。そのひとつが、メタデータの問題と、メタデータを生データにいかに関連付けるかということです。その上、EPO の熱意が他の特許庁に伝わったとしても、資金的な問題があることは間違いありません。オープンデータプラットフォームをホスティングしたり、デ



data.epo.org

ータ性能を保証したり、データのクオリティを高く維持したりするために、各特許庁は特別にコストを要することになります。

データを開示することで、特許情報と他のデータセットとの接点が増えるので、以下のような様々な懸案事項が新たに出てきます。

- 特許データと(例えば、企業情報等の)他のデータとのリンク付けと、企業名等のデータを(例えば、EU 規格 ID 等で)画一化するニーズをはじめとする、セクターの垣根を超えた思索
- 特許庁間で標準を設定することの、益々の必要性
- データの理解を助けるサポートの強化
- EPO のデータをクラウドに移管できる可能性
- オープンガバメント・イニシアチブにおける IP データの位置付けに関する、政府による明確な政策決定

世界の特許データプロバイダとしての EPO

データの開示は、多岐に渡る会議プログラムの中でも、特許データの重要性を裏付けた一面となりました。データ開示の議論は、共同特許分類(Cooperative Patent Classification)、連合データベースの European Patent Register、機械翻訳、EPO の法的状況データベースの近代化をはじめとする主軸の、大幅な進展にまで及びました。更に、EPO が今日、どのようにしてデータを収集し、ラテン

アメリカを例にとっても、世界規模の特許データの集合体を維持することがいかに手間のかかることについても、議論が及びました。

会議において、ここまでデータを強調することで EPO が明らかにしたのは、EPO 自体が世界の特許データのプロバイダであること、EPO が独自のサービスを提供していることを自負していることです。閉会の辞において、EPO 渉外担当副長官 Raimund Lutz 氏が述べた言葉です。「誰かが特許データの中核の担い手を引き受けることを世界が求めています。EPO は、まさにその『誰か』になろうとしています。」

キルケニーでのイベントは、EPO とアイルランド特許庁の共催により、アイルランドの Minister for Jobs, Enterprise and Innovation の Richard Bruton 氏の呼びかけで開催されました。

www.epo.org/piconference では、更に詳しい情報、プレゼンテーションの文面、ディスカッションレポートを掲載しています。

1) 米国のオープンガバメント推進団体とワールド・ワイド・ウェブ・コンソーシアムが纏めた要綱: www.opengovdata.org, <http://sunlightfoundation.com>, www.w3.org/TR/gov-data/,
2) www.w3.org/DesignIssues/LinkedData.html

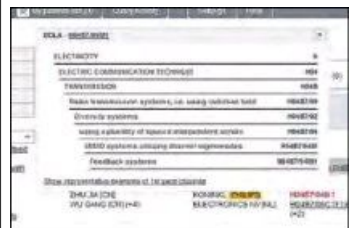
ESPACENET

Espacenet ユーザーへのヒント —ECLA ツールチップ

Espacenet からビッグニュースです。2011 年 11 月に新しいアイテム、ECLA ツールチップが導入されます。書誌事項や検索結果リストの ECLA 分類タームにカーソルを持って行くと、ポップアップが出て、その ECLA タームが ECLA 構造のどこにあるか教えてくれます。ツールチップのオプションとして、その分類の文献の添付画像を参照できるので、その都度画像を参照しながら、文献の間を行ったり来たりできます。

検索タームのハイライト表示もできるようになりましたが、必要に応じて「設定」オプションから、この機能をオフにすることもできます。また、検索クエリを保存したり(デフォルトの状態)、ECLA ツールチップをオフにしたりもできます。

書誌事項の画面を改訂して、ページをスクロールしなくても画像やアブストラクトを参照できるようになりました。もうひとつの機能が、デジタルオブジェクト ID (DOI) 検索入力です。非特許文献に対応する DOI がわかる場合は、「DOI =」の後に DOI 番号をスマート検索ボックスに入力するだけで、論文を検索できます。



激動であり大変実り多かった一年

特許情報界における凝縮された一年が終わろうとしています。

共同特許分類 (Cooperative Patent Classification)、機械翻訳、Espacenet と European Patent Register のリニューアル、data.epo.org での EPO オープンデータプラットフォームの開始、イタリアのデータの利用開始、そして、うまく行けば間もなく始まる日本のリーガルステータスデータの EPO サービスへの導入、これらはこの 12 ヶ月で起きた重要な出来事と発展のうちの一部に過ぎません。

これらの様々な発展は、EPO が特許情報に関する開拓者で世界的なリーダーであることをさらに証明しています。

また、我々は、ユーザーと対話する時に基準となれるように努力しています。

これから実施しようと計画している変革についてユーザーと意見を交わし、時間をかけて実施することがいかに重要か承知しています。

これらの話し合いをする主な公開討論の場として、特許情報会議があります。

2011 年は、Kilkenny で開催されました。

多くの代表者たちの記憶に何年も残ることになるアイルランド人の格別のおもてなしは別として、この会議は、今日の重要な議題に関する情報を収集し、意見を共有する場として、非常に重要でした。

Southampton 大学の Nigel Shadbolt 氏や Google エンジニアリング代表の Jon Orwant 氏などの優れた演説者のプレゼンテーションによって、今後の議論の土台が導かれ、2012 年における変

化の活気に満ちた年を迎える準備を始めるに伴い継続されるでしょう。

本号はまた、Patent Information News の 20 年という節目になります。

Patent Information News は独自の刊行物で、常に定期的な情報を読み易く読者にお届けしています。

私は、編集チームの長年の成果を称賛したいと思います。



Richard Flammer,
Principal Director Patent Information

Richard Flammer
特許情報主席部長

リーガルステータスデータ

EPO から特許情報界への新年の贈り物：日本のリーガルステータスデータ

2011 年は本当に飛躍的な年になりました。日本特許庁 (JPO) とヨーロッパ特許庁 (EPO) の協働により、今年初め、EPO のデータベースに数百万の日本の引用文献が追加されるという、大きな出来事が成し遂げられました¹。

そして、さらに重大なご報告があり、日本のリーガルステータスデータが導入されます。

2012 年初め、日本のリーガルステータスが EPO のデータベースに導入

最も需要の多いリーガルステータスデータが、EPO の全世界リーガルステータスデータベース (INPADOC) にアップロードされます。この待ち望んだニュースが広まると、特許情報界に感謝の歓声が響きわたりそうです。これまでに、ユーザーの方々は何度も日本のリーガルステータスを要求してきたので、やっと彼らの要望が現実のものになります。

2012 年の初めから、日本の特許と実用新案のリーガルステータスが、2011 年 4 月初旬まで遡って、データベースにアップロードされます。以下、導入予定のほんの数例です。

- 特許査定 (JP A01)
- 特許料金支払い (JP FPAY)
- 特許ライセンスの要請 (JP S201)

詳細については、EPO ホームページの「Useful Tables (一覧表)」の日本のコードリストにある「Legal status codes in English (英語のリーガルステータスコード)」をご確認ください。

www.epo.org/searching/essential/data/tables.html

日本データの質の向上

2011 年に実施されたことの多くは、EPO での日本のデータ収集の質を向上させるためのものでした。この数ヶ月間、公開識別子を

同期させるために、作業の整理 (データの再入力) を行ってきました。EPO は、WYSIWYG (What You See Is What You Get: 見たものが手に入るもの) の原理に基づき、できる限り、オリジナル文献の最初のページに印刷されるものと一致するフォーマットのデータベースで日本の公開番号を提供できるように、努力してきました。

日本の要約と分類記号

日本のデータに関しては、今年の夏にさらに画期的な出来事があり、日本の FI (ファイルインデックス) 及び Fターム (ファイルターム) の分類情報だけでなく、日本公報の英語の要約 (日本特許英文抄録) がデータベースに表示されるようになりました²。

このように、日本のデータの利用可能性について 2011 年に実施された改良は著しく、あらゆる人の期待を超えるものでした。これらは、EPO が中国とロシアのリーガ

ルステータスデータを取得した 2010 年の出来事に続いています。

ゆっくりだが確実に、EPO のリーガルステータスデータベースは、世界中の主な特許付与機関全てを網羅しているとまさに主張できる段階に近づいています。

1) PI-NEWS 2011/01 をご覧ください。
2) PI-NEWS 2011/02 をご覧ください。

共通引用文献－三極間の協力による画期的出来事

いくつかの特許庁による検索結果を 1 つの文献にまとめるということが、共通引用文献(CCD)です。

これが、三極特許庁による新しい主要な製品で、下記サイトから利用できます。

www.trilateral.net/citation.html

EPO 長官の Benoît Battistelli 氏は、「産業界からの提案に基づき、この新しいツールは、いくつかの異なる特許庁に同じ発明を同時に出願する特許出願に関する詳細を提供しています。

企業や発明者らは特に、情報へのアクセスの改善によって恩恵を受けています」と述べています。

CCD は、最近のウェブ技術を活用して、特許出願のファミリーである特許庁により引用された先行技術を一緒にして、非常に洗練された検索を提供し、以下の機能を呈します。

- －特許庁による結果を並べるソート機能
- －出願人の引用文献および引用文献のない出願を除外するフィルター
- －例えば同じファミリーから 2 つの出願を比較することができる、「ダブルインスペクター」という気をひく名前の機能

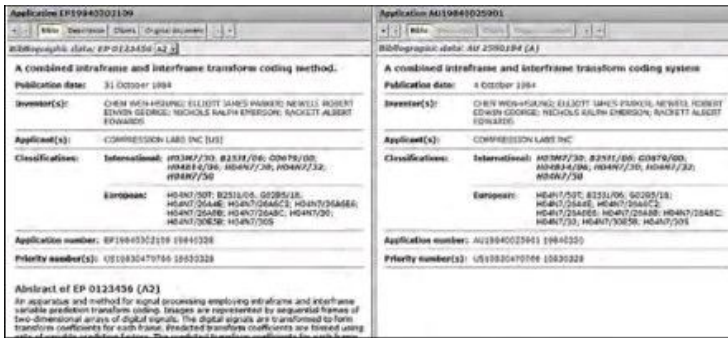
また、パテントファミリーの進展と、異なるサーチレポートにおける関連する引用文献の優先度を示す、視覚的な時系列があります。



www.trilateral.net/citation.html で実際にお試しください。

来月、三極特許庁によるデータ範囲がさらに拡張します。五極特許庁(IP5)の残りの 2 国(中国と韓国)も、近い将来、加わってくれることを期待しています。

CCD に関するご意見を opus@epo.org までお寄せください。



サーチレポート：いつ、X 文献は X 文献でなくなったのか？

欧州サーチレポートの専門家は、EPO がヨーロッパ特許を調査する際、審査官が判定した文献の関連性を示す文字がサーチレポートに記載されることをご存じでしょう。

「X」は、関連性が最も高い程度を示す指標です。これは、通常、該当文献により請求される発明の特許性が疑問視されると審査官が考えることを意味しています。

X を、X と I に区別

2011 年 9 月から、EPO の審査官は、「X」文献の 2 つのタイプを内部で区別することを選択できるようになりました。この区別は、サーチレポートには記載されませんが、European Patent Register や、一般に利用される多くのデータベースにおいて、引用文献「I」のカテゴリーとして確認できます。この 2 つのカテゴリーは以下の通りです。

- －「X」は、新規性において、特に関連のある単一の文献であることを示します
- －「I」は、進歩性において、特に関連のある単一の文献であることを示します(サーチレポートでは、引き続き「X」として記載されます)

欧州サーチレポートのその他のカテゴリーについては、以下の通り、この変更による影響はありません。

- －「Y」は、他の「Y」文献との組合せにより、特に関連のある文献であることを示します
- －「A」は、技術的背景を述べている文献であることを示します
- －「D」は、出願時に引用された文献であることを示します

カテゴリー E、L、O、P、T は、滅多に使われません。これらの説明は、全ての欧州サーチレポートの最後と EPO の審査ガイドライン(Part B, Chapter X, Section 9.2)

(www.epo.org/law-practice/legal-texts/html/guix/e/b_x_9_2.htm) に記載されています。



European Patent Register での EP2367127 の引用文献

H01L21/027B2 は H01L21/02718 に

新しいウェブサイトで共同特許分類について説明しています

2013 年始めに共同特許分類が発効する際、EPO は所蔵文献の全ての ECLA (ヨーロッパ分類体系) 記号を新しい CPC 記号へ変換します (Patent Information News 1/2011 をご参照ください)。

USPTO と EPO は、新しい CPC を説明するウェブサイトを www.cpcinfo.org に立ち上げたばかりです。このウェブサイトは、記号の変換作業がどのように実施されるかについてのプレゼンテーションを含んでいます。

ECLA 対 IPC

ECLA のおかげで、EPO 審査官は 140,000 の分類記号を意のままに使うことができます。これは、70,000 の記号を有する世界的に利用されている IPC (国際特許分類) よりもはるかに細かい分類を提供しています。本質的には ECLA は IPC の延長ですので、IPC とその構造を理解する人は比較的やすく ECLA を使うことができます。

例えば、IPC 記号 B60T7/04 は足で作動する車両用制動装置を分類するのに用いられます:

- B60T7/00 制動をきかせる初動装置
- B60T7/02 . 人力で初動を行うためのもの
- B60T7/04 .. 足で行なうもの

ECLA では、グループ B60T7/04 は以下のサブディビジョンを有しています:

- B60T7/04B ... 電気的手段によるもの、例. 走行または力センサーを使用するもの
- B60T7/04C ... 係止および解除手段をもつもの、例. 駐車ブレーキの使用を提供するもの
- B60T7/04C1 ... - B60T7/04C のさらなるサブディビジョン- 手動の解除手段

元の IPC 記号に比べると、ECLA 記号のタイトルにはしばしば補注が含まれています。これらの注は角括弧の間に「N」の文字が前に付いて記載されますので、識別することができます。

例えば、制動装置を包含する B60T7/20 「特にトレーラ用のもの、例. トレーラの [N: またはトレーラがオーバーランすることにより] 連結解除する場合 (慣性作動オーバーランブレーキ B60T13/08)」をご参照ください。

元々の IPC 記号に比べると、ECLA 記号のタイトルにはしばしば補注が含まれています。これらの注は角括弧の間に「N」の文字が前に付いて記載されますので、識別することができます。

例えば、制動装置を包含する B60T7/20 「特にトレーラ用のもの、例. トレーラの [N: またはトレーラがオーバーランすることにより] 連結解除する場合 (慣性作動オーバーランブレーキ B60T13/08)」をご参照ください。

CPC への変換

CPC への変換が実施されると、ECLA 記号内の斜線 (「/」) より後の全ての文字は数字に置き換えられます。したがって H01L21/027B は H01L21/02709 になり、また H01L21/027B2 は H01L21/02718 になるなどです。

注 - 例えば前述の「[N: またはトレーラがオーバーランすることにより]」など - は変わりません。

ICO コード

140,000 の分類記号に加え、ECLA は「ICO コード」として知られる要素を有しています。審査官は、通常の ECLA により包含された観点に追加して、発明の観点を分類するのに ICO コードを使用します。およそ 200,000 の ICO コードが存在します。現在のところ、Espacenet での検索に ICO コードを使用することはできませんが、多くの特許商用データベースはすでに ICO コードを収録しています。

ECLA が CPC に変換される際、ICO コードもまた CPC の不可欠な要素となりますので、今後 Espacenet で ICO コードを利用できるようになります。

ICO コードは 4 つのカテゴリーに分けられる

- ECLA を反映した記号 - ECLA と同一の構造で、追加情報を分類するため審査官により用いられます。

- 詳細を示す記号 - ECLA のさらなるサブディビジョン。

- ECLA に直交するコード - ECLA とは異なる基準に従って発明を分類するのに用いられます。例えば、もし ECLA が方法の要素発明を記述しているのであれば、ECLA に直交する ICO コードは、その方法によって作用される物に従って同じ発明を記述するのに用いられます。

- 詳細索引のためのコード - これらのコードは発明概念の個々の要素を付与するのに用いられます。これらは、例えば、塗料または接着剤の様々な成分を分類するのに用いられます。

ICO コードを ECLA 記号と区別するため、現在のところ先頭に異なる文字が用いられており、T01L21/285B4 は ECLA 記号 H01L21/285B4 に相当する ICO です。

表は ECLA と ICO コードがどのように CPC に変換されるとみられるかを要約しています。

新しい CPC のウェブサイト

www.cpcinfo.org を見てみてください。EPO と USPTO により運営されているこのサイトは、共同特許分類の概要に関する有用な情報や、2013 年の発効までの予定表を提供しています。

ECLA と ICO コードの CPC への変換

記号の種類	変換規則	新しい CPC 記号の例
ECLA	「/」より後のすべての文字が数字に置換される	H01L21/28512
ICO		
ECLA を反映した記号	ECLA と同様	H01L21/28512
詳細を示す記号	ECLA と同様	H01L21/2852
ECLA に直交するコード	サブクラスの後ろに「2」を追加し「CPC2000」系列を作成; 「/」より後のすべての文字は数字に置換される (*)	H01L21/228512
詳細索引のためのコード	場合によりサブクラスの後ろに「3」が追加され「CPC3000」系列を作成; 「/」より後のすべての文字は数字に置換される (*)	H01L21/328512

(*) さらに、記号の始めの文字が変化、例えば「T」から「H」へ

新年の IPC 改正

WIPO より、2012 年 1 月 1 日から施行予定の IPC 分類改訂について発表がありました。

全て詳細に確認したい方は www.wipo.int/ipcpub/ をご覧下さい。

画面左手にある “Version” を選択するプルダウンから「2012.01」を選び、“Compilation” タブをクリックしてください。
フランス語版も左手にある選択メニューから選ぶことができます。

変更点は、以下のコードを用いて表形式で説明されています。

D—削除

C—対象範囲変更に伴う又は分類が再付与されたことによる修正

M—対象範囲変更を伴わず、分類の再付与によるものでもない修正

N—新規に追加されたもの

U—他の言語では変更がされたもの

変更の殆どが、分類記号のタイトルの明瞭化によるもので”M”コードに該当します。

下記の表のサブクラスの修正例は、内容的な修正がされたものを掲載しています。

Go6Q (“ビジネスモデル”) については、多くの新しいサブグループが追加されました。
この分類における、もっと細分化したサブグループが欲しいというかねてからの要望に応えたものです。

EPO は 2012 年 1 月 1 日の改訂 IPC 施行に間に合わせるよう、データベース内の全ての文献の IPC 分類をアップデートする予定です。

また、新しい IPC に ECLA 分類も出来るだけ速やかに適応させるよう、努力いたします。

IPC サブクラスの修正

サブクラス	変更された主なテーマ
A63C	Snowboard bindings
B24B	Lapping machine or devices
B60W	Conjoint control of vehicle sub-units
B65B	Packaging, in particular enclosing successive articles or quantities of material
C10J	Production of fuel gases by carburetting air or other gases
D04H	Making textile fabrics
E21B	Survey of boreholes or wells
F16D	Couplings, in particular actuators
F16H	Differential gearing and general details of gearing
G01C	Gyroscopes
G01P	Measuring speed by using a gyroscopic effect
G03F	Originals for photomechanical production of textured or patterned surfaces
Go6Q	Data processing systems or methods, specially adapted for administrative, commercial, financial, managerial, supervisory or forecasting purposes
G11B	Recording or reproducing by optical means
H01J	Gas-filled discharge tubes
H01L	Semiconductor devices sensitive to infra-red radiation, light, electromagnetic radiation of shorter wavelength, etc.

European Patent Register が 2011 年秋にリリースされました。



この秋に行われた European Patent Register のリニューアルの中で、最も見目で分かり易いのは、検索結果のリストや登録情報の表示において、検索した語がハイライトされるようになったことです。

しかし、本当に画期的なことは、各国特許庁の膨大な数の特許情報が緊密にリンクし合うようになったことです。

各国特許庁の登録情報の緊密なリンク

アイルランドで 10 月に開催された EPO の Patent Information Conference で、このリンクにより、各国のリーガルステータス情報にさらにアクセスしやすくなることが説明されました。

EP 出願が特許されて、EPC (欧州特許条約) 加盟国に国内移行する場面を考えてみましょう。

European register を使い、ある加盟国における進捗状況を知りたい場合、今ではリンクから各国特許庁の登録状況がすぐに関覧できます。

椅子に座ったまま、たったのワンクリックです。

各国の登録情報は増える一方ですが、EPO はこのリンク付けを続けていきます。

WebRegMT は Register Alert にもう 1 つ今回のリニューアルでされた変更は、(WebRegMT として知られた) Register Alert が European Patent Register に統合されたことです。

アプリケーションとして別物であった WebRegMT ですが、2012 年始めには European Patent Register 内で、モニタリングする出願を選んだりユーザーアカウントを利用したりできるようになります。

アラートサービスを利用する際の手順に若干の変更点があります。

こちらについては画面が遷移する前に十分ゆとりを持って説明がされるようになっています。

ファミリーの中の偽物

ユーザが2つの明らかに異なる発明(1つは肺癌治療に関するもの、もう1つは新規なトランジスタに関するもの)を含むパテントファミリーに注目した際に、EPOの品質チームに困った顔をした人たちがいました。

問題のパテントファミリーは INPADOC のパテントファミリーなので共通の優先権によってあらゆる関連公報をカバーしていました。この大規模なファミリーは複数の優先権を持つ公報を含んでおり、このファミリーの問題の所在はこれらの優先権の中にありました。どこかにエラーがあり、それを見つけることが品質チームの課題となりました。

この話を続ける前に、どのように INPADOC のパテントファミリーが生み出されるのかざっと見てみましょう。

INPADOC パテントファミリーの定義(または”広義の”定義)

下記に示すケースは、同じパテントファミリーP₁に属する公報D₁からD₅です。

表1: 典型的な INPADOC パテントファミリー
ファミリーP₁

文献 D ₁	優先権 P ₁		
文献 D ₂	優先権 P ₁	優先権 P ₂	
文献 D ₃	優先権 P ₁	優先権 P ₂	
文献 D ₄		優先権 P ₂	優先権 P ₃
文献 D ₅			優先権 P ₃

結果は常に同じになるはずですが。出願番号からでもいいし、優先権番号でもいいし、公開番号でも結構です。

もし検索が公開番号で始まれば、全ての出願番号、国内出願番号、優先権番号及び国際出願番号は追加文書の検索に用いられます。これはステップ1です。このステップで検出された全ての文書において、ステップ1は繰り返されます。この反復プロセスはもうこれ以上新しい文書が見つからなくなった時のみ終了します。

この話で起こったことは、タイピングエラーが表2に模式的に示したものと同様の状況を引き起こしたということでした。

文献 D₁、D₂ 及び D₃ は優先権 P₁ によってリンク付けされています。P₂ はタイピングエラーを含み P_#として表示されるので、システムは P₂ の代わりに P_#という文書を検索してしまいます。

表2: P₂ がタイピングミスによって P_#となってしまった INPADOC パテントファミリー

ファミリーP ₁			
文献 D ₁	優先権 P ₁		
文献 D ₂	優先権 P ₁	優先権 P ₂	
文献 D ₃	優先権 P ₁	優先権 P _#	
文献 D ₄		優先権 P _#	優先権 P ₃
文献 D ₅			優先権 P ₃

P_#はD₄を検出し誤ってファミリーに追加してしまいます。そしてD₄に表示されている優先権P₃も検索し、D₅を検出します。そのようにして他の公報が誤って規模が広がっていくファミリーに加わるのです。

私がお話しているケースでは、エラーはとてもシンプルなことでしたが、US 優先権番号 US2004017705 中の「177」が「117」と誤記されているのを見つけるのにしばし時間が掛かりました。

現在、この事象はデータベース中において訂正されて、我々は見事にこの2つ

表3: P₂ における間違いが訂正され、分離された2つのファミリー
ファミリーP₁

文献 D ₁	優先権 P ₁		
文献 D ₂	優先権 P ₁	優先権 P ₂	
文献 D ₃	優先権 P ₁	優先権 P ₂	

ファミリーP_#

文献 D ₄	優先権 P _#		
文献 D ₅		優先権 P ₃	
文献 D ₃		優先権 P ₃	

のファミリーを解き明かしたので、今はこのように表示されています。

これは EPO のデータベース中で起こり得る可能性のあるエラーのうちの一例に過ぎません。毎日、品質チームはデータベースが出来るだけエラーのないように、エラー解決に取り組んでいます。

もしデータのエラーに気がきましたら、お知らせ下さい。

お知らせはこちらへ。 patentdata@epo.org

公報コーナー

「公報コーナー」は Patent Information News の定期的な記事で、読者に EPO 公報についての統計および一般情報を提供します。

- EP-A1: サーチレポート付きで公表された欧州特許出願
- EP-A2: サーチレポートなしで公表された欧州特許出願
- EP-A3: 欧州サーチレポート
- EP-B1: 欧州特許明細書
- EP-B2: 補正された欧州特許明細書

注記: 表には、PCT ルート経由で出願された欧州特許出願(欧州特許 PCT 出願)の統計は含まれていません。これらは WIPO から発行されており、英語、フランス語またはドイツ語以外の言語で存在しない限り、EPO では入手できません。

現在、全欧州特許出願の約 70% がユーロ PCT 出願です。

欧州特許公報 2011年1月～12月

	2011年の週 平均	2011年1～ 12月の合計	2010年から の変化
EP-A公報			
EP-A1	981	50,988	14.0%
EP-A2	429	22,332	24.7%
EP-A1 + A2の合計	1,410	73,320	17.1%
A1+A2の合計に占める EP-A1の割合	69.5%		-2.6%
EP-A3	349	18,135	8.3%
EP-B公報			
EP-B1+B2	1213	63,074	8.8%

特許情報プロフェッショナルの為の試験 - 模擬試験を開催

特許情報エキスパートのための専門的な検定が今年10月、本格化に一歩近づきました。54人が検索スキルと試験の概念自体の両方をテストするため、模擬試験を受験しました。



5都市、受験者54人、論文2題、14時間のテスト

試験は10月5日と6日にロンドンのトムソンロイター社、ストックホルムのスウェーデン特許庁、ミュンヘン及びハーグのEPOで開催され、1週間後、ニュージャージー州のニューブランズウィックでも開催されました。試験を受けた受験者は、産業界、個人事業主や特許庁などから来ており、彼らの経験は専門分野において1年から20年と幅がありました。彼らの能力は2日間にわたり、化学か工学のうちの1つを選択して各7時間ずつ課される2題の論文で最大限発揮されました。受験者のうち、29人は化学を選択し、25人は工学を選択しました。

検索能力

検索能力は一日目に論文Aで精査されました。受験者はプロセスの中で作成した各選択肢について説明しながら検索戦略を構築しなければなりません。勿論、特許の検索から最適な結果を得るのに正しい方法は1つで

はありませんが、説明することは、受験者が検索計画を立てる際に作成した選択肢を採点者が理解し易くすることを目的としています。

受験者は検索を実演し、番号と得られた結果の実物を呈示することもしなければなりません。無料のログインIDをその日の為に提供して下さった商用データベースのプロバイダー各社のおかげで、参加者は自分の好きなシステムを選択して使用できました。受験者は論文作成の為に許された7時間以内に2つの検索問題を完了しなければなりません。この時間設定は勿論、大変きついもので、試験の作成者は、経験豊富な特許プロフェッショナルだけが2つの“妥当な”検索問題をこのような短い時間枠内で遂行できるだろうと予測していました。

法的及び分析能力

2日目には受験者の法的知識及び分析能力がテストされました。

繰り返しになりますが、化学か工学のうちの1つを選択することになっていました。いずれの論述問題も、例えば優先日と失効日、又は請求項の解釈などの論理的な設問から始まりました。

受験者は後に、この部分がかかなり難しく、これらの情報についての一般的な事柄を調べたかったと言っていました。これらの設問には、たとえ普段何かを調べる場合であったとしても、どこなら調べられるか知っているべきであり、更には発見したらその詳細まで理解するべき、という考えがありません。そうすれば、受験者は将来の試験においても質問された以上の情報を引き出すことが出来るので、論述試験の対策にもなることでしょう。又、受験者は2つの異なるケースについて与えられたいくつかの公報から1つを選択し、なぜそのような選択をしたのかを説明しなければなりません。概して、この試験は多くの受験者が7時間以内に終えていたので、最初の論文よりもやり易かったようです。

正式な休憩は計画されていなかったため、受験者は設問を説いて解答例を作る中で、自分の時間を好きなように区切ることができました。実際には、受験者は何か食べたり飲んだりする為にちょ

っと部屋を出るだけで、作業を継続するためにすぐに戻って来ていました。全ての受験者がとても頑張っているのを見るのは感動的でした。彼らの貢献に深く感謝します。

6か月以内に結果

このプロジェクトチームは全試験を採点するのにおそらく6カ月くらい要するだろうと示唆しました。予備試験調査経由で集められたデータに基づいて、受験者の経歴の分析が行われます。受験者は可能と思われる改善点に関して主催者への助言となる試験後のアンケートにも答えました。冒頭の口頭での意見では、試験はきつかったが、しかし、概ね適切な設定とレベルであったと示唆しているようです。もしこれが成果によって確認されれば、このプロジェクトの大きな前進を意味することでしょう。

更なる情報

欧州特許情報ユーザーグループ同盟(CEPIUG)と特許ドキュメンテーショングループ(PDG)は、特許情報スペシャリスト向けの検定を導入する為の取組みを先導しています。

secretary@cepiug.org
でCEPIUGへご連絡できます。

イベント

Search Matters 2012

EPOの特許検索の専門知識に関する毎年恒例の展示会が2012年3月19日と20日にハーグで行われます。この2日間のセミナーは一般的に産業界の経験豊富な特許検索プロフェッショナルの高い関心を集めており、様々な技術分野で勤めているEPO特許審査官のノウハウと才能へと、他ではできない近づくことのできる機会を提供するものです。このプログラムは最新の特許分類の

開発、検索ツール及びデータベースに関する8つの講義、更に24のワークショップ(このうち各受講者は6つ選べる)を含み、全て高い能力を持った審査官とエキスパートによって進行されます。

参加人数に限りがありますが、審査官の席で戦略的な見識をやり取りしたりベストな実践をシェアしたりして審査官と直接交流する機



会もあります。需要が高く、受講者数は200名だけと限りがありますので、お申し込みはお早めに！登録は今から2012年2月24日まで受け付けています。

プログラム草稿、講義及びワークショップの要約、登録方法、オンライン支払方法を含む更なる情報は、
www.epo.org/search-mattersで。

Search Mattersは経験豊富なサーチャーの為にデザインされたものです。もしあなたが経験2年未満、若しくは特許庁の方であれば、他のEPOの特許検索研修イベントをご検討頂くことをお勧めします。

www.epo.org/search-matters

アジアからのニュース

香港特許制度を再検討する公式協議

香港の特許制度見直しのための意見書を2011年12月31日までに提出するために、一般市民や関係者が招かれました。

協議において議題の中心になったのは、香港が独自に特許する制度(存続期間は20年)を持つべきか、或いは現在のEP、GB、CNの特許を基礎として特許付与する標準特許制度のままとするか、また、短い存続期間(8年)の短期特許制度を維持するかどうか、もし維持するのであればどのような改良の余地があるか、です。

この協議の報告書や意見書の提出の経緯についての情報は、香港政府のウェブサイト

www.cedb.gov.hk/citb/en/Hot_Topic/popup_20111004.html にて確認することができます。

中国特許も2012年7月1日からPCTミニマムドキュメントに

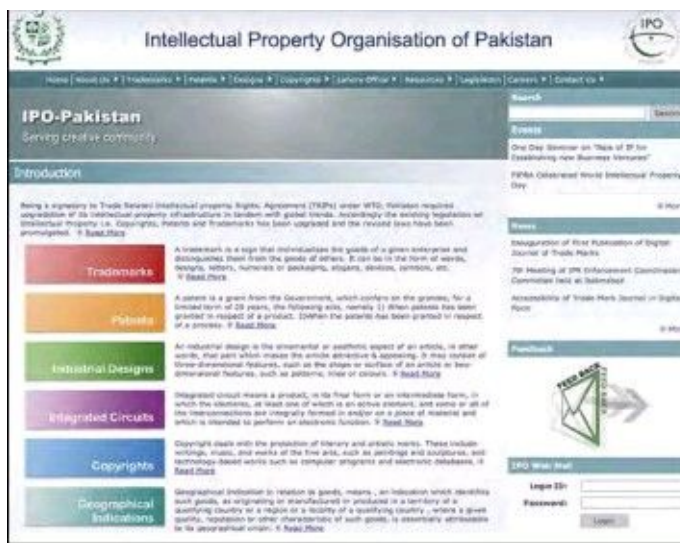
中国特許文献がまもなくPCTのミニマムドキュメントに加わることであり、それに伴いPCT出願の特許性の審査においても中国特許が用いられることとなります。

これに対応するためPCT規則34が改正される予定で、(国際出願日に関わらず)2012年7月1日以降に国際調査がされる全ての国際特許出願に適用されます。

詳細は、www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=23139 をご覧下さい。

パキスタンが商標ジャーナルをデジタル化

2011年10月20日、パキスタン特許庁長官は、カラチにある商標庁において、初のデジタル化された商標ジャーナルの発行を開始しました。



<http://ipo.gov.pk/Default.aspx>

こちらは、商標公報がウェブサイト <http://ipo.gov.pk/Default.aspx> にて電子的に公開されることが法的に効力を持つことになった、2004年の商標規則の改定に続く出来事です。

2011年7月以降、韓国では先行技術文献の開示が要件に

特許法及び実用新案法の改正により、2011年7月1日以降に出願された全ての特許出願及び実用新案登録出願は、請求の範囲の発明特定事項に関係する先行技術文献を明細書に記載することが課されています。

記載がない場合には、出願が拒絶されるおそれがあります。出願人は、拒絶理由通知後の補正の段階で先行技術文献の情報を追加することができます。

記載は”特許文献”と”非特許文献”と区別しなくてはなりません。引用文献について内容を詳細に記載する必要はありません。公報番号又は文献のタイトル及び公開日により文献を特定できれば十分です。

詳細は、2011年6月28日のKIPOによる発表 www.kipo.go.kr (韓国語のみ)をご覧ください。

シンガポールでは、料金と様式が変わります

シンガポール知的所有権庁(IPOS)は2011年12月1日に、新たな料金体系と様式を発表しました。

2007年以來となる料金の引き上げは、主に、商標登録料、特許出願の審査請求料、国際特許出願のシンガポールへの国内移行時の手数料に関するものです。

IPOSのウェブサイト www.ipos.gov.sg/topNav/svc/New+Fees+and+Form.htm において、新たな料金と関連する様式について、より詳細な情報や要点をご確認いただけます。

無料の英語版 C-PAT Search が終了

SIPOの国家知識産権出版社(IPPH)は先日、「CNIPR」として知られる、英語で数々の高機能検索ができるデータベースに、新たな料金体系が採用されることを発表しました。

このC-PAT Search データベースは、現在のところこれまでのURLで利用可能ですが、近々利用が出来なくなります。全文検索や、英語での法的状況、機械翻訳、クロス言語検索、

意匠検索、その他の機能も、有料でのみ提供されることとなります。

詳細は、<http://english.cnipr.com/> をご覧ください。

CNIPRに代わる無料の中国特許検索手段を求める方は、EPOウェブサイト

www.epo.org/searching/asia/china/search.html の “Searching in data-bases” をご覧になるか、asiainfo@epo.org までご連絡ください。

KIPOがPLT加盟に向けて出願様式を緩和

韓国特許庁(KIPO)は最近、韓国特許法をPLTの要件と調和させるための大幅な改正作業を行っています。韓国は、PLTに2013年までに加盟する予定です。

2011年7月22日に発表された改正案によれば、外国語や異なる様式の出願も許容されるようになります。改正法は2012年後半に施行される予定です。

詳細は、2011年7月20日のKIPOによる発表 www.kipo.go.kr (韓国語のみ)をご覧ください。

インドの商標登録出願が電子出願のみに

インド商工省・産業政策推進局(DIPP)は、商標法規則2002を改正することを通知しました。改正後は商標登録出願は電子出願でのみされることとなります。

この通知については、http://dipp.nic.in/English/acts_rules/Notification/notification_TM_R_13October2011.pdf でご確認いただけます。

アジア地域のさらに詳しいニュースについては、EPOのウェブサイト www.epo.org/asia の “Updates” 欄をご覧ください。

シンガポール

PI-NEWS2011-2号では、シンガポールでの特許情報を、ePatents データベースやSurfIP¹ データベースをご紹介しながらみてきました。

今回の記事では、より踏み込んで、シンガポールの特許制度についてご紹介します。

シンガポールとその特許制度

1963年に独立した旧英国領シンガポールは、マレーシア独立連邦に加わりました。1965年には、マレーシア連邦から脱退し、主権国家として独立しました。

従前の、英国特許庁で特許された特許又は英国で存続中のEP特許を登録する特許制度に変わり、1994年に制定された特許法(1995年2月23日施行)が、今日、シンガポールの産業財産権を保護しています。

さらに、特許代理人や違法行為の態様について、細かな規則や規定が設けられています。

シンガポールの特許制度における際立った特徴として、たとえサーチレポートで不利な結果が出ても、特許査定を受けるように手続きを進められることがあります。これは、クレームが特許要件に適合するものにするを出願人の責任とする、自己審査制度(self-assessment system)をシンガポールが採用していることによります。

シンガポールの知的財産保護の状況は、他のアジアの国々の中でも最も良い状態であるとされています。

政府の継続的な啓発活動が、シンガポールに海外からの投資を呼び込むうえで一役買っています。

シンガポールの特許制度の概要

主要な国際条約の加盟状況	世界貿易機関(WTO)(1995年1月加盟) パリ条約(1995年2月加盟) 特許協力条約(1995年2月加盟)
管轄官庁	シンガポール知的所有権庁(IPOS) www.ipos.gov.sg
保護対象	特許、商標、意匠、種苗、地理的表示
特許に関する法令	・1994年特許法(1995年2月23日施行)1995年、2002年、2005年、2009年に改正 ・1995年特許法規則(1995年2月23日施行)1996年、2007年、2010年に改訂
存続期間/保護期間	出願日から20年
存続期間の延長	2004年7月1日以降、5年を限度として延長可能
許容言語	英語
出願公開	出願は、出願日又は優先日から18ヵ月後に、公衆の閲覧に供するため公開される。出願公報は特許ジャーナルにて発行される。 (www.epatents.gov.sg)
実体審査 ²	(1)出願人はIPOSによる調査や審査を請求することができる。 (2)出願人は最終調査や審査の結果、又は対応特許 ³ の複写を提出することができる。(3)出願人は対応特許の調査結果を提出して、IPOSに対して審査請求をすることができる。
早期審査	2通りの出願制度が2004年7月1日より導入されている。早期審査がされるのが規定となっているが、出願人は出願日又は優先日から39ヶ月まで審査請求期間を延長することもできる。
調査と審査請求の期限	出願日又は優先日から13ヶ月(調査請求)、出願日又は優先日から21ヶ月(審査請求)、出願日又は優先日から39ヶ月(審査請求期間延長の下での調査及び審査の請求)
特許料納付期限	出願日又は優先日から42ヶ月(早期審査の場合) 出願日又は優先日から60ヶ月(審査請求期間を延長した場合)
異議申立	異議申立制度はない。 しかし、審査において先行技術文献が全て考慮されたとはいえないとき、審査不十分な請求項が少なくとも1つ以上あると思われるときには、出願人又は第三者は、付与後の調査や審査を請求できる。
無効、取消	何人も特許を取り消す請求ができる。 登録官により職権で取り消されることもある。
年金の支払い	年金は出願日から4年経過後から、毎年発生する。 出願日から4年経過後に特許査定がされた出願については、登録日から3ヶ月以内に年金の支払いをする。
年金の猶予	追徴金の支払いを条件に6月の期間認められる。
失効した特許権の回復	失効した日(年金の支払い期日)から30月以内。

近年シンガポールは、IP サービス、特にその訓練やインフラ、裁判外紛争処理(ADR)に関する分野で、周辺国の拠点としての役目を担うようになっていきます。

シンガポール特許の傾向

シンガポールの特許出願は、シンガポール国内の出願による出願が10%に満たない状況であり、海外の出願の国内移行が殆どです。

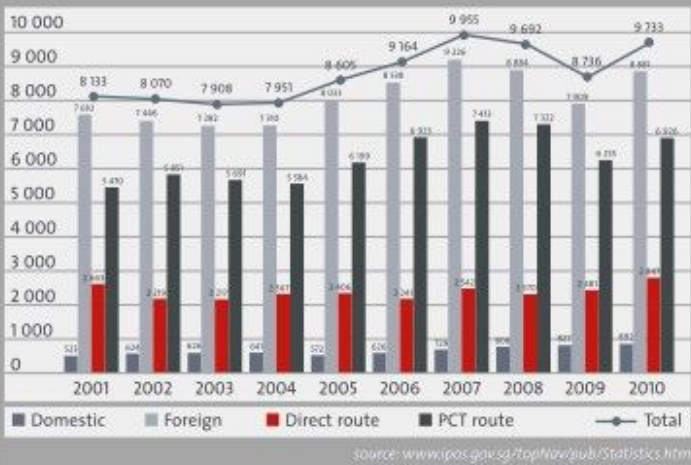
2010年は、アメリカ、日本、ドイツ、スイスからの出願が上位を占めました。約3分の2がPCTルートで出願されています。

¹ SurfIP のサイトは現在はありません。シンガポール知的所有権庁は、2011年9月末で運用を停止いたしました。

² シンガポール知的所有権庁は、オーストラリア特許庁、デンマーク特許商標庁、ハンガリー特許庁に実体審査を外注しています。

³ 英語による対応特許は、オーストラリア、カナダ、日本、ニュージーランド、韓国、英国、アメリカの各国特許庁及びヨーロッパ特許庁から取寄せ可能です。

シンガポールの特許出願件数(2001-2010)



シンガポール-概略

- 国コード:SG
- 特許法:1995年2月から施行
- 以前のシステム:イギリスで有効なイギリス特許及びヨーロッパ特許を再登録
- 1995年2月以降PCTルートが利用可能
- 2003年から特許出願の電子化
- ASEAN特許審査協力プログラム(ASPEC)に参加
- ヨーロッパ-アジア特許及び特許情報会議(EAPIC)の主催国
- 直近の法律改正:2010年10月9日
- 2011年12月から新しい手数料とフォーム

表1:シンガポール特許の推移、国内対外国の出願数、直接出願対PCTルート、2001-2010。

EPO データ

生データ - 製品の種類および連絡先 e-mail の変更

特許データサービス用の新しい e-mail アドレス

生データ製品及び OPS に関するすべての問い合わせは patentdata@epo.org に送ってください。

inpadocservices@epo.org、ops@epo.org 及び infowien@epo.org は使用できなくなります。

新しい生データ製品をラインアップに追加

-XML形式での1978年から2011年の18週目までの毎週のアップデートを含む、連結レジスタのバックファイル(製品14.1)を現在注文することができます。全バックファイルを毎年抽出することが、今後予定されています。

-今年初めに導入された完全な新製品であるEP-AおよびEP-Bバックファイル(製品14.13)は、PDF/A形式ですべての現存するヨーロッパ特許公報を含んでいます。この形式は、アーカイブ用として最適です。提供される豊富なメタデータ(EPO PDFプロファイル1.7に準拠)のために、他の用途にも魅力的です。

-すべてのヨーロッパ特許公報が、まもなくリッチXML形式(WIPO St.36)で利用可能になります。1980年から2005年の間に公開された約80万件の特許公報(80GBに圧縮)を含むこの待望の製品は、2012年の初めから発売される予定です。2006年からのXML形式のEP-B公報、及び1978年からのEP-A公報はすでに利用できます。

打ち切りとなる製品

2012年1月の時点で、EPOは以下のように、生データ製品の種類を統合します。

-EP-Aファイル(製品14.2)、EP-Bファイル(製品14.3)、およびヨーロッパレジスタからの抄録(製品14.4)は、これ以上個々に提供されない予定です。これらはEP-A及びEP-B(製品14.12)の複合製品に含まれる予定です。

-EP公報の英訳抄録(製品14.5)がDOCDBマスターデータベース(製品14.7)の中に含まれることになり、旧REFIと非特許文献の製品が打ち切りとなったように、EP公報の英訳抄録(製品14.5)も打ち切りとなります。

-WOの全文データベース(製品14.18)を現在、WIPOから直接取得できるようになりました。そのため本製品も同じく2011年末に打ち切りとなります。

2012年に向けて

他に2012年にEPOが計画していることは?

ここにヒントがあります: 「Sequence Listings」と呼ばれる新製品がもうすぐ発売される予定です。

メニュー上の他の処理された、処理中の、または生データを選択するには、

<www.epo.org/searching/subscription.html>でEPOの製品及びサービス情報をご確認ください。

お問い合わせ

Espacenet

espacenet@epo.org

電子出版物相談

epal@epo.org

Patent data

patentdata@epo.org

PASTAT and IPscore

pastat@epo.org

Asian patent information

asiainfo@epo.org

研修

training.vienna@epo.org

カスタマーサービス
センター (CSC)

csc@epo.org

EPOカスタマーサービスは欧州特許に関するあらゆる問題のお問い合わせにご利用できます。

Tel.: +49 89 2399 4636,
e-mail: info@epo.org

ウィーンの Switch board

Tel.: +43 1 52126 0

電子化をすすめる EPO

「EPO は、出願から登録に至るまで、出願人及びその代理人とのやり取りを電子通信で行うことを2011年12月(欧州特許庁)より試験的に開始します。より詳細な情報は以下のページをご参照ください。

www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/information-epo/archive/20111215.html

WIPO サーチプラットフォーム

顧みられない熱帯病(NTD)に関連し、WIPO の新しいサーチ共有プラットフォームが注目されています。グローバルな健康研究コミュニティのために設計された同プラットフォームは、顧みられない熱帯病、マ

リア及び結核を治療するための新しい医薬品、ワクチン及び診断法の開発を促進することを目標としています。

www.wipo.int/research



研修プログラム 2012

EPO の特許情報研修プログラムは、上級ユーザーはもちろん初心者でも参加可能です。オンライン上の「virtual classroom」セミナーか、或いはウィーン所在の EPO のオフィスで行われるコースの中から選択することができます。2012 年の特許情報セミナーのプログラムが現在利用できます。

さらに仮想教室セミナーについては、今年中にお知らせする予定です。

この件に関する詳細、及び他のイベントに関する詳細は

www.epo.org/pi-training を参照されるか、もしくは

pittraining@epo.org までご連絡ください。

World Patent Information

「EPO の「水準を上げる」イニシアティブ(the EPO's 'Raising the Bar' initiative.)」を含む一連のトピックについての記事が掲載されているこの国際ジャーナルの最新号(第33巻、4号、2011)が現在利用できます。

本誌の編集者(Mike Blackman)は、本誌への投稿をいつでも歓迎します。編集者とは、以下のメールで連絡することができます。

mblackmanwpi@tiscali.co.uk

EPO 特許情報 コンファレンス 2012

EPO 特許情報コンファレンス 2012 が2012年11月6日から8日までドイツハンブルクのグランド・エリゼ(Hotel Grand Elysée)ホテルで開催されます。あなたのカレンダーにこのことを記載することをお忘れなく!

EPO からの オンライン・ ニュースフラッシュ

我々の毎月のオンライン特許情報ニュースフラッシュはあなたに特許情報トピックに関する最新のニュースとアップデートを提供いたします。

(8月と12月を除く)毎月の最後の木曜日の10時に、オンライン・ニュースフラッシュをフォローすることができます。

www.epo.org/pi-training

発行情報

発行者: Richard Flammer
編集者: D. Shalloe, K. Maes,
寄稿者: N. Clarke, P. Held,
C. Kämmer, S. Kaufmann,
E. Klein-Götzlinger,
J. Kumpfmüller,
I. Schellner, D. Shalloe,
V. Vajsbaher, S. Winkler
デザイン: Atelier 59

Patent Information News

発行元
欧州特許庁
ウィーン支局
特許情報局
Rennweg 12, 1030
Vienna, Austria
Tel.: +43 1 52126 0

この刊行物で述べられた見解は、必ずしも EPO の見解ではありません。
ESPACE と esp@cenet は登録商標です。
ISSN 1024-6673